

Title	日本社会政策学会の成立と崩壊にかんする覚え書：社会政策学会史料集成編纂委員会監修「社会政策学会史料」（社会政策学会史料集成別巻I）によせて
Sub Title	A note on the establishment and decline of Japan social policy association 日本政策学会の成立と崩壊にかんする覚え書
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1978
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.71, No.6 (1978. 12) ,p.1037(125)- 1043(131)
JaLC DOI	10.14991/001.19781201-0125
Abstract	
Notes	資料 訂正あり
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19781201-0125">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19781201-0125</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 日本政策学会の成立と崩壊にかんする覚え書

—社会政策学会史料集成編纂委員会監修

「社会政策学会史料」(社会政策学会史料集成別巻Ⅰ)によせて—

飯 田 鼎

## 1

明治30年(1897年)、時の東京帝国大学法科大学教授金井延を中心に社会問題研究に志す人々によってはじめられた日本社会政策学会は、1872年、シュモラー(Gustav Schmoller)等の新歴史学派の巨匠たちによって創建されたドイツ社会政策学会を模範としたものであり、その主張は、「社会政策学会趣意書」にも明らかのように、社会改良主義にもとづく社会問題の考究にあったが、その基本的なモチーフとしては、社会主義反対、ナショナリズムの強調および新歴史学派経済学への志向におかれていた。1900年代にはじまり、1924年の第18回大会を最後に休眠状態におちいったといわれるこの学会は、何故にかくも急速に終焉をつげなければならなかったのか。最近、復刻された社会政策学会史料集成は、この謎を解明する重要な鍵を提供すると思われるが、とりわけこの「別巻Ⅰ、社会政策史料」は、草創期および終末期を代表する重要な論文や記事をおさめており、また最新の研究成果をも包括しているところから、この史料を通じて、日本社会政策学会の歴史とその特色および性格の一端にふれてみたいと考える。

「社会主義反対」、「ナショナリズム」および「新歴史学派経済学」という3つのモチーフは、ドイツ社会政策学会創立のそれであったが、日本社会政策学会にとっても必然的に基本的なモチーフとなった。しかしそれにもかかわらず、西ドイツにおいてこの学会が長い歴史を誇り、現在では社会政策が、社会学的な内容を包括する Politik として内容的に大きな変質を

とげたとはいえ、ナチス国家による権力的政策の圧迫を除けば、解体することがなかったのにたいし、わが国の社会政策学会は、何故に、国家による権力的圧迫というよりは自然消滅というきわめて不自然な形でその終焉を迎えなければならなかったのであろうか。大胆に結論を呈示すれば、学問的伝統の差異というよりはむしろ社会科学としての経済学とイデオロギーとしての社会主義との関係を、その当時の社会政策学会のメンバーたちが十分に認識しえなかったところにある。

それはまさに「科学とイデオロギー」の問題であり、かの Max Weber (1864~1920) によって提起され古くしてつねに新しい問題にかかわっている。日本社会政策学会の終焉の経緯について、大内兵衛氏は、「日本社会政策学会の運命と現代日本経済の使命」のなかで、つぎのようにのべているのは教訓的である。

「シュンペーターは、ドイツにおいて社会政策学が経済学の主流となったため、学者があまりにも実践的になり、そのため社会的に重要な問題を学問的に深く研究することを忘れる弊におちいったといっている点、この点は、日本においては恐らくはもっとも強く主張さるべきではないか。……という意味は彼等が不勉強であったという意味ではさらさらないが、彼らのうち殆んど一人もが彼らの社会政策学の枠を突破して、ほんとうの科学としての経済学をもう一度考え直して見る事実を指すのであって、その運命を彼らの為(1)に悲しむのである」(但し傍点は引用者)。

さらに大内氏は社会政策学者の態度を批判して、「要するに、彼らは、自己の社会に出現する問題につ

注(1) 大内兵衛「日本社会政策学会の運命と現代日本経済学の使命」、社会政策学会史料(社会政策学会史料集成)、別巻Ⅰ、御茶の水書房、1978年、242頁(『社会科学講座』Ⅵ、「社会問題と社会運動」、弘文堂、1957年、所収)。

いての基本的研究をもたないで、空手空拳、日本の社会問題に立ち向ったのであり、彼らの社会政策なる学問が、あまりにも人道的な色彩が強く、それのみに圧せられて、あまりにも実証的学問的な臭が少なかった<sup>(2)</sup>とのべ、「日本には……シュモラーがなくシュモラー一派のような巨大な学界勢力がなかった……従ってメンガーが必要なく、自らメンガーたらんとするものはなかったのである」と断言している。これは実に味わりべき一節ではないだろうか。

また大内氏は、その崩壊の原因について、「その学会がそのうちに社会主義を加えようとして不成功に終わったこと」も、その「滅亡の原因の一つであることは疑いない事実」であるとしている。

以上の大内氏の指摘はまことに的を射ているが、しかしたんにそれのみにはとどまらないと思われる。明治32年、社会政策学会はその趣意書を公表しているが、これは、この学会がたんなる学術団体であるにとどまらず、ひとつの思想的な団体であり、場合によっては政治団体のように振舞うことを可能にするような文言がみられ、そもそもその社会政策学会趣意書なるものは、学会の成立にあたっての宣言書というよりは、社会改良的な政治団体の声明書であることを強く感じさせないであろうか。

「近時我邦の実業は長足の進歩をなし国富の増進誠に著しきものあり。是れ余輩の大に悦ぶ所なり。然れども是れが為に貧富の懸隔稍々其度を高め、従って社会の調和次第に破れんとするの兆あり。殊に資本家と労働者との衝突の如きは已に其萌芽を見る。余輩思て此に至る毎に、未だ曾て悚然たらずんばならず。今にして之が救済の策を講ぜざれば後日臍を噛むも其れ或は及ぶこと無けん。股鑑遠からず夫の歐洲にあり。於是乎余輩相集て本会を組織し、此問題<sup>(3)</sup>を研究せんと欲す」。

ここには、社会問題の考究が学問的な真理探究の粹を出でて、その「救済の策」を講ずるための活動への意欲が強く感じられるのであって、その精神はこの文章の末尾のつぎの一節に照応する。

「余輩の主義とする所は、現在の私有的経済組織を維持し其範囲内に於て簡人の活動と国家の権力とに由って階級の軋轢を防ぎ、社会の調和を期す

るにあり。此主義に本<sup>(4)</sup>き内外の事例に徴し学理に照らし社会問題を講究するは実に是れ本会の目的なり。此に趣意書を草して江湖の諸君子に告ぐ」。

実にここには、社会政策学会設立の目的が、経済学あるいは社会科学としての社会政策学の研究というよりは、社会問題解決のための実践的な処方箋の作成にあったことは明らかである。理論的学問的探求への関心よりも社会改良主義の立場からする社会問題の解決という実践的課題への傾倒は、当然、この会の性格や、学術団体よりも社会改良主義的な政治団体としての色彩を濃厚に浴びさせるに至り、ほぼ同じ時期に、社会政策学会のメンバーによって設立された経済学研究会が、「本会ハ経済学ニ関スル事情ヲ研究スルヲ目的トス」と規定しているのとはまことに対照的である。従って社会政策学会は、その創立の事情から、学術団体としてよりは、むしろ社会改良的なイデオロギーの上に立つ政治的団体として発足し、しかも明治・大正期を通じて、経済学研究におけるほとんど唯一の経済学研究団体として機能したところに、後に多くの困難な問題を胚胎させる誘因があった。

では、何故、社会政策学会は、学術的な団体というよりはむしろ政治団体としての性格をより強くもたしめられたのであろうか。ここにナショナリズムの問題が深くかかわっている。

わが国における工場法制定への動きは、明治30年の「職工法案」、その修正案である「工場法案」にはじまる。この明治31年の「工場法案」は、その年10月20日から11月4日にかけて開催された第3回農工商高等会議に、「工場法制定ノ件」として諮問され、同会議によって修正を加えられた法案は、翌32年、内閣更迭により立ち消えとなった。その後、明治35年、政府は農商務省編「工場法案の要領」を各地方長官および商業会議所に諮問し、修正を加え議会に提出しようとしたところ、日露戦争の勃発によって議会への提出の機会が失われた。日露戦争後、政府は再び「工場法案の説明」を編纂し、関係官庁、商業会議所および業界に配布した。これら諸団体および機関の答中にもとづいて政府は、「夜業禁止を10年後」と規定する工場法案を明治43年1月28日、第26議会へ提出した。だがこの案は女子労働者の夜業禁止をめぐる紡績業界のはげしい反対に

注(2) 同上, 244頁。

(3) 同上, 37頁(『社会政策学会趣意書』、『国家学会雑誌』, 第13巻第150号, 明治32年8月)。

(4) 同上, 28頁。(山崎覚次郎『社会政策学会』及び『経済学研究会』の濫觴(山崎覚次郎『貨幣瑣話』, 昭和11年, 所収)

遭遇し、撤回を余儀なくされた。<sup>(5)</sup>この時期、すなわち「明治43年以前に、社会政策学会は、工場法案を作成するにあたって政府から学会にたいして諮問がなされた」と推測される<sup>(6)</sup>と関谷耕一氏は書いているが、しかしながら社会政策学会が明治42年に答申した工場法案は、ほとんどそのまま政府原案のなかに採用されたところをみれば、この学会の政府の政策にたいする異常な影響力を窺うことができよう。この場合、問題は二つに分かれる。ひとつは、この工場法の規定する水準が、19世紀末から20世紀初頭にかけての欧米諸国の工場法からかけ離れて、前世紀前半まさにロバート・オーエンの時代にほぼ等しいことであり、またこの答申作成の指導的人物となった金井延の留学時におけるドイツの実情をもまったく顧慮しないものというべきであった。その意味で、労働者階級の要求を代弁する労働組合期成会の明治31年における工場法案に対する意見書と対照的な地位に立つものであった。<sup>(7)</sup>

すでに指摘したように、社会政策学会は、純粋な学術研究団体としてよりは、社会改良主義的な政治団体としての色彩を強くもっていた。おそらくこの姿勢の背後には、学会を指導した人々の思想と行動における強いナショナリズムがあったことが記憶されなければならない。

ナショナリズムとはきわめてその内容が多岐である。社会政策学会に固有な社会改良主義——ドイツ新歴史学派とこれを代表するグスタフ・シュモラーのそれに類似的な——は、それ自体独自のものがあつたと考えられる。だとすれば、社会政策学会におけるナショナリズムは、いまもしこれを一言で規定するならば、「国民的視点と産業的視点との相剋の上に立つ階級協調によって与えられていた」ということができる。そしてそのようなナショナリズムの視点は、葛岡信虎の論説「東京経済雑誌と社会政策」にもっともよく代表されている。<sup>(8)</sup>しばしば社会政策学会におけるナショナリズムは工場法制定の道程において明瞭に発現したといわれるが、その工場法について葛岡はつぎのようにのべている。

「其行為につき其要求につき、仔細に影響を審にし、其結果を考へ、国家社会の利害、一般経済の消長に照し時勢の必要、文化の程度に依じて、利弊を商量し、損益を打算して後始めて法制の不当を断すべきなり、社会国家の事は都て此理によりて決するの外なし、国家社会の利害に照して後に利己心の極端と尋常を定むべきなり。利己心を準として之を定め得ざるなり。何となれば利己心には際極なく、尺度なければなり。(傍点引用者)

しかしながら、社会政策学会成立のモチーフの最大のものは、何といつても<社会主義反対>を、実に学会の名において天下に公表することであった。この点について考察してみよう。

明治32年8月、「国家学会雑誌」に発表された「社会政策学会趣意書」には、「放任主義に反対す」とともに、「余輩は又社会主義に反対す何となれば現在の経済組織を破壊し資本家の絶滅を図るは国運の進歩に害あればなり」とされている。<sup>(9)</sup>その直後、活版工懇話会は、「労働問題演説会」を催したが、鉄工組合の機関紙「労働世界」は、この演説会において行われた講演、「金井延の社会主義」を要約して掲載している。その重要性は、高野房太郎とともに鉄工組合の指導者であった片山潜の社会主義認識の誤謬を指摘したものであった。

明治31年2月、日本鉄道株式会社の機関手、火夫が待遇改善を要求してストライキを行い、勝利を獲得した。この4月、「日鉄矯正会」という労働組合が結成され、会社側の圧迫にもかかわらず次第に発展したが、この勢いに推されて、日鉄ストライキの翌日、深川印刷会社の職工7名が発起人となり、同社の職工百余名を主体とする「懇話会」を結成し、矯正会にならって労働組合たることを目指した。しかしこれは弾圧され、8月、更めて労資協調的な活版工懇話会が組織され、翌明治32年4月3日、神田、錦輝館において、片山潜と桑田熊蔵、金井延等の演説会が開かれた。このときの片山の演説が「調和主義と社会主義」であり、後に「片山氏の社会主義」として、『労働世界』に掲載された<sup>(10)</sup>

注(5) 拙稿、<資料>社会政策学会史料集成編纂委員会監修『工場法と労働問題』(社会政策学会史料集成第一巻)、『三田学会雑誌』、第71巻第1号(1978年2月)参照。

(6) 関谷耕一「日本『社会政策学会』史」(前掲、史料別巻I、251頁以下)。

(7) 日本労働運動史料委員会「日本労働運動史料」(3)、東京大学出版会、1968年、194頁。

(8) 葛岡信虎「東京経済雑誌と社会政策」、前掲『史料』別巻I、74頁。

(9) 前掲「社会政策学会趣意書」、前掲、史料38頁。

(10) 『労働世界』(中央公論社、復刻版)、明治32年19月15日。(前掲、『資料』、35~36頁)。

ものである。この講演において片山は、国有化あるいは自治体による経営一般を社会主義と考えたため、金井延によってはげしく批判されることとなった。

「……私は社会主義と云ふものは宜いと思ふのです。(拍手喝采) 鉄道は国家が所有して宜いと思ふ、水道の如きも既に東京市が所有して居ります如く、一個人によりかまだ社会全体が持つ方が宜いと思ふ。又電気にしても、瓦斯にしても、日本の瓦斯の如きは英国の如きよりは高いと申します。私有と共有の故です。英国は程度が高い、地価も高い、家も非常に立派で入費が掛って居る。けれども英国の労働者が取る賃金の程度と比較したら能く分る……」。

「グラスゴウ」の市はどういり市かと云ふに尤も世界に於て社会主義の行はれて居る所である、夫で私は資本家を撲滅するとはいいません、決して革命的で世の中のことは進む者じゃないです、社会主義が行はるゝのは進化的である、彼の独逸が鉄道を国有として社会主義を応用しましたけれども独逸の資本家は撲滅されなかつた。日本の電信を国有にしたけれども一人も不平を鳴らさないのです(拍手喝采)。

金井延は、私有財産制を否定し、現今の国家組織を破壊することによって、「共有産の制度」を実現しようとするものが社会主義であり、片山がこの事実を理解していないことをつぎのように追求する。

「或は曰く鉄道を国有に、水道を市有なり国有にするは社会主義なりと、然りと雖も爰に一つ区別を立てずんば非ず、社会主義なるものは全株の組織の力あるものを取て、之を公共の事業である、公共の関係を有てるものなりとし、又一箇人の経営一個人の特領となるものを防がんが為に、公共の利害を以て利害とする国家組織にするが可なりと。これ即ち社会主義なりとす、本よりビスマルクの如きは社会主義に反対なりしも、鉄道国有は実行せし人なり、吾人も之には賛成す、然れ共社会主義てう意味には非ざる也……」。

この一節は、文字通り、片山の社会主義認識の蒙を啓き、社会改良主義にもとづく国有化と社会主義とを区別すべきことを強調している点で興味深いが、注目すべきことはつぎの一節である。

「吾人はこの組合(労働組合……但しこの場合は労働組合期成会を指すと思われる……引用者)にして若も今

日ある処の事業に就て国家組織を主張せんとする社会主義ならんには妨げなしと雖も、所謂根本的社会主義、根本的国家組織の革命、根本的社会主義経済組織の革命と云ふ主義ならば、吾人は今日の職工組合に反対せずんば非ず、又之を主張するの人に非ずと信ず、併し社会主義といふ言葉が余り感服し得られず、他の適當の言葉ある可しと信ず。故に今日の組合は資本家との衝突を来せるに非ずして、防衛的の關係に於て進むものならんを以て吾人は實に賛成する処なりと雖も、若し資本家を敵視し、社会主義を主張する如きものならば、遺憾乍ら吾人はサヨウナラと云はざるを得ず」。

ここには、ただ片山潜の社会主義認識の誤謬を追求するにとどまらず、その影響下にあった労働組合期成会および鉄工組合が、彼のいわゆる根本的社会主義によって影響されることを真剣に憂えていたことが窺われる。

前記の「社会政策学会趣意書」は、実にこのような状況を反映して発表されたもので、この趣意書のなかにみられる学術的団体というよりは政治的イデオロギー団体としての側面も、当時の社会主義運動や労働運動を強烈に意識した結果であるといわなければならない。すなわち、日本社会政策学会の企ては、社会主義政党としての日本社会民主党および草創期の労働組合である労働組合期成会の活動にたいして自己をその防波堤たらしめ、敢えてみずからをこれらの政治的あるいは階級的団体の次元におこうとするものであり、学術団体として発足したにもかかわらず、イデオロギー的な色彩を濃厚にもつところの団体であったといえよう。その経緯は、社会民主党を代表する安部磯雄の論争のなかに明瞭に読みとることができる。

明治34年、幸徳秋水、堺利彦、安部磯雄等によって社会民主党が結成され、直ちに解散を命ぜられたとき、社会政策学会は、この両者の混同をおそれて、「社会政策学会弁明書」<sup>(11)</sup>を公けにした。この「弁明書」は、さきの「趣意書」の内容を更に敷衍し、その論旨を詳細に展開したものであった。だが、それにしてもこの「弁明書」のなかにつぎの一節を見出すことは、この当時の社会政策学者の学問的認識の程度をうかがうことができる。

「余輩は我邦の今代史に於て、仮りにも社会党の発現てう一節を加ふるの不幸を悲しむと同時に、我邦に於ける社会主義の觀念は此宣言に依って始

注(11)「社会政策学会弁明書」(『経済叢書』第2号、明治34年7月、掲載)「社会政策と社会主義」、前掲、史料、62~65頁。

めて明確となり、世人をして社会主義と社会政策との間に劃然たる区別を為すことを得せしめたるを悦びたり、而して所謂社会主義なるものは、到頭社会問題を解釈するに足らざるを見るなり。曾て東京市に於て市街鉄道問題の勃興せるに際し、自由放任主義に基ける私有論に反対し、社会政策の上より市有論を主張せるに徴しても、余輩の見所を知るに足らん。

学会はこの「弁明書」において、社会民主党の成立を、歴史的必然としてではなく、ひとつの不幸として把握し、社会問題解決のために、結局のところ社会主義は無効であると主張し、学会の名において、社会主義の理論的・歴史的研究の必要を訴えようとはせず、むしろその放棄を訴えたのであった。その意味で、学会は、その発足の当初から、社会問題そのものの探求よりは、社会問題解決のための処方箋を政治に提供するためのいわばイデオロギー的団体として現われたといっても過言ではなかった。

2

日本社会政策学会が、純学術的団体としてよりは政治的イデオロギー的団体としての性格を強くもつに至ったのは、ひとつにはそれが日本資本主義が性格としてもつその後進性によって制約されたことにもよっていた。ドイツ資本主義は、イギリスに比較してのその後進性にもかかわらず、歴史学派という独自の経済学体系をもち得たし、また隣国オーストリアには、カール・メンガーによって代表される限界効用学派が有力な批判者として登場し、実践的であることと同時に理論的な精密さを要請されたのであった。わが国には、歴史学派が批判の対象とした自由主義経済学派＝古典派経済学研究はその伝統と歴史において浅く、日本における歴史学派としての社会政策学派は、これを批判の対象とするまでもなかった。それゆえ、社会政策学会は、経済学研究の深化よりも、社会主義にたいするイデオロギー的反対にその使命を見出すこととなったのである。だが何といっても、ドイツと日本との学問的状況の差異は、哲学および経済学におけるマルクス主義とこれに対決する新カント派の強力な存在と、こうした社会科学的・哲学的問題状況の完全な欠如した風土との差異であり、さらにいえば宗教と科学、哲学と経済学、科学とイデオロギーにかかわる問題であった。

しかしそれにもかかわらず、さすがに日本社会政策学会はドイツ社会政策学会を模倣し、これをモデルとして結成されただけに、日本の特殊性にもかかわらず、きわめて類似した側面をもっていた。まずその社会状況の類似性である。

ドイツ社会政策学会が創立された1872年は、ドイツ帝国が成立した直後であり、それから6年後、社会主義鎮圧法が制定され、ドイツ社会民主党は弾圧され、以後1890年、ビスマルクの失脚までの13年間、きびしい圧迫にさらされたが、わが国においては、1900年(明治33年)、治安警察法が制定され、社会主義運動はもとより、労働組合期成会を中心とする労働組合運動も次第に弾圧の危険にさらされるに至った。ドイツの場合と同様に、日本の場合も、社会政策学会の創立が、弾圧立法とどのような関係があるのか明らかではないが、わが社会政策学会が少くともその初期には、治安警察法を黙認する態度をとったことが窺われる。金井延が、ドイツ留学中、後に治安警察法制定に大きな役割を果たしたと思われる山県有朋と相識したという事実も、初期の学会の活動の労働者階級の運動にたいする関係に、何事かを暗示するかもしれない。

つぎに、ドイツ社会政策学会が、右派、中央派および左派に分れたように、日本社会政策学会もまた労働問題にたいする姿勢の点で、ドイツ新歴史学派ほど明確ではないにしても、大体三つの流にわけられるのではなからうか。中央派の Gustav Schmoller に擬せられる者は何といっても金井延であろう。だとすれば農商務省の官僚を代表する一人である添田寿一の如きは右派に属し、他方、桑田熊蔵はまことに左派と呼ぶにふさわしい存在ではなかったらうか。しかし日本社会政策学会は、このほかに片野房太郎、片山潜などのアメリカ帰りの労働組合活動家および秀英舎社長、佐久間貞一のような特異な人物を会員として擁していたので、これらの人にもまたその思想傾向から推して、左派と呼ぶことができよう。さらに後に明治末期から大正期にかけて第二世代として、活潑な経済学研究を展開した人々として、河上肇、福田徳三、高野岩三郎および堀江掃一等が居り、後に河上は社会主義にいちじるしく傾斜して学会を離脱したが、敵密には、学会は、以上の三派に分類しようと同時に、やがてマルクス主義に影響されたかなり広汎な左派勢力が主流となり、右派および中央派勢力はむしろ少数派となったため、内部対立が激化し、その衰滅の危機の到来が速められたともいうことができよう。



ドイツ社会政策学会をモデルとしながら日本社会政策学会が徹底的にとりえなかった政策は、何と云っても社会政策立法の推進および擁護であった。たしかに学会は、農商工高等会議において工場法の必要性について力説して倦まず、ついに明治44年、工場法を制定させるに成功し、大正5年から施行されたが、しかしそれはきわめて微温的なものにとどまり、その効果の点で、19世紀初頭のイギリス初期工場立法の段階を出ることができず、ほとんど有名無実の存在たるにとどまった。これはひとつには、ドイツにおいては、社会政策の主体が、たんに抽象的な国家権力一般ではなく、「貧者の王」としてのホーエンツォルレン家であるとされ、一般にこの王家は産業資本家や東エルベのユンカー階級からも中立的な超階級的なものと考えられ、社会政策の施行においては帝国宰相ビスマルクがみずから補弼の責任を負うものであった。同時に19世紀末の国際競争の激化のなかで、労働者階級を階級協調の政策にひき込むことが、王家のみならず産業資本家にとって不可欠の条件とされたのであった。だがわが国の場合はヨーロッパの市場からは遠く、このような社会政策立法の必要性は、必ずしも痛切に感じられなかったのである。その例をわれわれは、1881年以後、ビスマルクが歴史上はじめてもっとも大規模な形で展開した労働者災害疾病保険においてみるであろう。この社会保険体系こそ、工場法とならんで社会政策の根幹を形づくるものであり、これが理論的根拠をあたえたものこそ、まさに社会政策学会に結集したドイツ新歴史学派であって、社会主義鎮圧法の代償ともいべきものであった。わが国の社会政策学会はこのような積極的な役割を果すことができなかった。要するに日本社会政策学会は、そのイデオロギーとしての社会改良主義を社会主義から区別することをその課題とした。日本社会政策学会は、工場法問題が一段落した1916年以後、米騒動やロシア革命の影響の下で、社会主義への一般の関心のかままりを背景に、そしてまた普通選挙権獲得運動のかままりと友愛会を中心とする労働組合運動の進展のなかに、その存在は次第に影の薄いものとなっていった。労働組合が事実上(de facto)、労働市場を支配する勢力として成長しつつ、一方において左派としての高野岩三郎、福田徳三、堀江焜一等の

諸教授が友愛会顧問の名においてその法的承認のために努力しつつあったまさにそのとき、金井延をはじめとする学会主流派はこれに冷淡な態度をとりつづけた。こうしてわが国における労働組合法制定運動は、社会政策学会によって担われることはできず、まさに内務官僚主導の「労働組合取締法案」として出現したのであって、友愛会総同盟の側からすれば、奇妙な表現であるが、実に「労働組合法」制定反対運動として現象しなければならなかった。ここに日本社会政策学会の矛盾と労働運動における悲劇性がみられる。事実上、学会最後の社会政策学会大会となった第18回大会は、大正13年12月、第13回大会(大正8年)においてとりあげた「労働組合法問題」を再びとりあげた。

福田敬太郎が大正14年1月『国民経済雑誌』に発表した「労働組合法問題——第十八回社会政策学会における——」および関谷耕一「日本『社会政策学会』史」によってこの大会の模様をうかがうことにしよう。

3

第一報告者、福田徳三は、(1)ドイツにおける団結権および争議権の状況(争議権を含む団結自由 Koalitionsfreiheit はまだ明らかに認められず、たんに結社自由 Vereinsfreiheit が認められているにすぎない)、(2)労働組合法の前提条件として、治安警察法第17条および第30条の撤廃の必要性、(3)縦断組合(企業内組合)に限定しようとする大日本紡績連合会の提案批判、(4)労働組合加入の自由とその保障について論じた。<sup>(12)</sup>福田徳三は、労働組合法の内容について、(1)組合員は、労働者のみに限定しないこと、(2)組合の法人格は組合の任意に任せること、(3)組合の行為による損害に対し、組合に損害賠償責任を負わしめないこと、(4)組合に加入せぬことを条件とする雇傭契約は無効とすること、の4点を主張したのである。<sup>(13)</sup>

第2の報告者、協調会理事永井亨は、(1)労働組合は民法上の法人ではない、(2)労働組合は社会団体であり、個人的自由の尊重と財産権の擁護を目的とする古い法律思想をもってしては理解しがたい、(3)今日の社会心理は、労働組合法の制定にもっとも適当である、とのべた。<sup>(14)</sup>この(3)については、「第一の理由は、労働組合

注(12) 福田敬太郎「労働組合法問題——第十八回社会政策学会における——」(『国民経済雑誌』、第28巻第1号、大正14年1月、掲載)、史料別巻I、226頁。

(13) 関谷耕一「日本『社会政策学会』史」、上掲史料、323頁以下。

(14) 前掲、福田敬太郎、上掲史料、227—8頁。

## 日本社会政策学会の成立と崩壊にかんする覚え書

の運動が著しく健実<sup>(15)</sup>になって来たことで、第二は労働者が団結権を認めて来たことで、第三は近く普通選挙が行はれんとし、政治的にも労働者の地位が向上せんとする気運に向って来た事実である<sup>(15)</sup>という。

第3報告者高野岩三郎は、労働組合法は、労働組合そのものの発達に待ち、組合自体の要求を通じて制定すべきものであること、この点から見て今日を時機尚早であることを説き、労働組合法を制定する前に、治安警察法第17条を廃止すること、労働組合法案を公表することを希望した<sup>(16)</sup>という。

この後、報告者相互間に活潑な討論が行われたが、前記の報告要旨にみる限り、高野の報告はまさに労働総同盟の立場を象徴するものとしてまことに興味深い。そして福田徳三と高野岩三郎に共通して特徴的なことは、両者とも治安警察法の撤廃を要求する学界左派の立場であり、同時に、これとは対照的にこの学会の主流が、学会有志の名において、大正11年3月、過激思想取締法に反対したとはいえ、治安警察法の撤廃と労働組合法の制定には消極的である以上、学会そのものの活動は次に停滞におちいり、休眠状態となるのは避けがたかった。かくして大正13年(1924)12月の第18回大会を最後に社会政策学会はその活動を休止し、事実上、この時点をもってその歴史の幕を閉じたのであった。

\* \* \* \*

社会政策学会の衰運は、当時それがわが国における最初のそして最大規模の学会であり、たんに社会政策・労働問題の研究者のみの団体であるにとどまらず、経済学のほとんどすべての分野を包括する経済学会であったために、その後のわが国における社会科学の研究に深甚な影響をあたえた。何よりも、関東大震災以後の混乱した社会状況のなかで、社会科学の中心のひとつが失われた結果、3・15事件以後の国家権力の圧迫の強化にたいしてこれを批判する母胎が失われ、学問研究の自由がいちじるしく阻害されたこと。

つぎにその結果として、性格と任務において異なるとはいえ、大原社会問題研究所、協調会などが中心となり、社会政策・労働問題の研究はなお遅く続けられたにもかかわらず、やがてファシズム的政策のなかに窒息させられたのであった。

そして最後に、国際的な経済学研究の動向からわが国がとり残され、学問的空白状態が拡がり、社会科学的認識は国民の前から失われたのであった。

社会政策学会の歴史がわれわれに教訓としてあたえたところのもの、それは学問研究の名において政治的・イデオロギー団体として発足した学会の運命であり、それによって学問研究の自由についての市民権を確立しえなかった悲劇性そのものである。

(経済学部教授)

注(15) 前掲、関谷耕一、上掲史料、324頁。

(16) 前掲、大内兵衛「日本社会政策学会の運命と現代日本経済学の使命」(『社会科学講座』Ⅵ「社会問題と社会運動」、弘文堂、1957年、所収。